

## 野鳥における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

### 1 要旨

北広島町において、3月18日（月）に、野鳥（カラス）からの鳥インフルエンザ陽性反応が検出されたことに伴い、環境省が野鳥監視重点区域内を指定したところである。

今般、この野鳥監視重点区域内において、4月4日（木）に、死亡野鳥（カラス4羽）が回収され、県が死亡野鳥の簡易検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が検出された。

### 2 経緯

3月18日（月） 県実施の簡易検査により、1羽から陽性反応を検出。環境省が回収地点の周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定【3月18日資料提供】

3月25日（月） 2羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出【3月25日資料提供】

4月4日（木） 県民から通報があり、カラス4羽の死亡個体を同日回収

4月5日（金） 県が簡易検査を実施したところ、4羽から陽性反応を検出  
環境省が再度、野鳥監視重点区域に指定【本日資料提供】

### 3 今後の対応

- 野鳥の大量死がないかどうかなど、監視の強化を継続する。
- 国の検査機関において遺伝子検査（確定検査）を実施し、高病原性鳥インフルエンザの陽性・陰性を確定する。
- 高病原性鳥インフルエンザの陽性が確定された場合、野鳥の大量死がないかどうかなど、再度現地調査を実施するなど、監視の強化を継続する。

### 4 その他

- 回収地点の半径3 km以内の農場の鶏に異常がないことを確認し、野鳥の侵入防止対策などの飼養衛生管理基準の遵守を指導済（4月5日農林水産局実施）
- 県政記者クラブ及び県ホームページを通して情報提供するとともに、次の内容を県民に周知する。

（1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

（2）死亡した野鳥を発見した場合には、手で触らず、各農林水産事務所（各農林事業所）林務（第一）課へ連絡してください。

（参考）野鳥との接し方について

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

（3）現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。